

市・県民税と所得税などの申告は、2月16日(火)～3月15日(火)

所得税と市・県民税の申告は、平成27年中の所得税の精算をしたり平成28年度の市・県民税の計算をしたりするための大切な手続きです。給与所得者でも、その他の所得がある人や各種控除を受けようとする人は申告を行う必要があります。

対象 平成27年中(平成27年1月1日～12月31日)の所得

	市・県民税の申告	所得税及び復興特別所得税の申告
申告が必要な人	<ul style="list-style-type: none"> ■営業や農業などの事業を営んでいる人、または地代・家賃・配当・不動産の売却、個人年金、報酬などの所得がある人で、所得税が掛からない人 ■給与所得者(サラリーマンなど)で、給与支払報告書(源泉徴収票)が市役所へ提出されない人 ■医療費控除や障害者控除などの控除を受けようとする人 ※所得税の確定申告書を提出した人は、市・県民税の申告書を提出したと見なされるので、改めて市・県民税の申告をする必要はありません ※申告が必要な所得を申告しなかった場合、年度の途中から税額がかかったり、増税になったりする可能性があります	<ul style="list-style-type: none"> ■所得の合計額が所得控除の合計額を超える人で、次のいずれかに当てはまる人 ●商業・工業・医業・農業などを営んでいる ●地代・家賃・配当・不動産の売却などの所得がある ■給与所得者(サラリーマンなど)で、次のいずれかに当てはまる人 ●給与などの収入金額が2,000万円を超える ●年末調整済みの給与以外の所得が20万円を超える ●2カ所以上から給与を受けている ■所得税の還付を受けようとする人
会場	会場と申告相談日は、地域によって異なります 4ページの申告相談日程表を確認ください	津山税務署 ※期間中の土・日曜日・祝日は休み ※所得税の還付申告も受け付けています
問	課税課(市役所2階3番窓口) ☎32-2015	津山税務署(田町) ☎22-3147

申告に必要なもの

- 印鑑
- 収入と経費が分かる資料
 - 給与所得または年金所得のある人…給与、公的年金の源泉徴収票
 - 事業所得(営業、農業など)や不動産所得がある人…収入金額と必要経費をまとめたもの
 - その他所得(一時所得、雑所得(個人年金、報酬など)配当所得など)がある人…その支払調書など

各種控除を受けるための資料

- 医療費控除…支払った医療費の領収書、保険金などで補てんされた金額が分かるもの
- 社会保険料や生命保険料、地震保険料などの控除…支払った保険料の証明書や領収書
- 寄附金控除…領収書、証明書
- 障害者控除…障害者手帳などの証明書

※事業所得(営業、農業など)がある人や医療費控除を受ける人は、必ず事前に領収書などを整理、計算して会場へお越しください

申告をする人へのお願い

申告期間中は、会場が大変混雑します。混雑を緩和するために、次の人は、税務署での申告をお願いします。

- ◆青色申告をする人
- ◆雑損控除を申告する人
- ◆株式譲渡所得・配当所得・先物取引所得がある人、損失の繰り越しをする人
- ◆土地・建物の譲渡所得のある人
- ◆住宅ローン控除を初めて申告する人

インターネットを利用して確定申告書を作ることができます

国税庁のホームページから、インターネット上で確定申告書を作ることができます。

一度やってみませんか。

国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/>

電子申告(e-Tax)ホームページ

<https://www.e-tax.nta.go.jp/>



平成28年度 申告相談日程・会場

[混雑を避けるため、できるだけ地区ごとの日程・会場で申告してください] ※本庁では、期間中すべての日曜日に申告相談を受け付けます

	津山地区・市内全域		勝北地区・加茂地区		久米地区・阿波地区		
	対象地区	会場	対象地区	会場	対象地区	会場	
2月16日(火)	城東・城南・中央	市役所 2階 大会議室	大吉・大岩	勝北保健 福祉センター	坪井下	久米支所 会議室	
17日(水)	鶴城・城北・城西 (小田中を除く)		市場・奥津川		中北上・坪井上		
18日(木)	志戸部・勝部・羽保		西中・西下		宮部上・宮部下		
19日(金)	紫保井・大田・沼・ 弥生町		新野東・西上		中北下		
20日(土)	休		休		休		
21日(日)	<市内全域>		休		休		
22日(月)	川崎・野介代・福岡		新野山形		南方中		久米支所 会議室
23日(火)	北園町・山北		上村・中村		一色・神代		
24日(水)	総社・小原		安井		久米川南		
25日(木)	二宮・院庄		日本原・杉宮・原		領家・宮尾		
26日(金)	小田中・上河原	坂上・上野田・下野田	戸脇・桑下				
27日(土)	休	休	休				
28日(日)	<市内全域>	休	休				
29日(月)	高倉・河辺	<勝北地区全域>	勝北保健 福祉センター	八社・福田下・桑上			
3月1日(火)	佐良山・福南	物見・河井・山下・ 知和・青柳	加茂町公民館	里公文・里公文上	久米支所 会議室		
2日(水)	一宮・高田	塔中・小中原・宇野		油木上・油木下・ 油木北			
3日(木)	林田・田邑	齋野谷・戸賀・ 黒木・倉見		<久米地区全域>			
4日(金)	神庭・成名・高野・ 滝尾・広野・大崎	原口・行重・櫛井・ 百々		休			
5日(土)	休	休		休			
6日(日)	<市内全域>	休		休			
7日(月)	<市内全域>	中原・成安		休			
8日(火)	<市内全域>	公郷		尾所・大杉・竹之下		阿波出張 所会議室	
9日(水)	<市内全域>	下津川・桑原・小淵		中土居・大畑			
10日(木)	<市内全域>	<加茂地区全域>		下沢・西谷・大高下			
11日(金)	<市内全域>						
12日(土)	休						
13日(日)	<市内全域>						
14日(月)	<市内全域>						
15日(火)	<市内全域>						

※該当する日にご都合が悪い場合は、別の日に申告していただいても構いません。会場は混雑が予想されますので、なるべく該当する日にお越しください

年金所得者の確定申告不要制度

年金所得者で下記の対象となる人は、確定申告をする必要がありません。

対象 公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の人

※所得税などの還付を受けたい人は、確定申告が必要です

※市・県民税の申告が必要な場合があります。詳しくは、お問い合わせください

